



## 軽自動車税の減免 を行っています

町では、身体障がい者などのために使用される軽自動車などについて、軽自動車税（種別割）の減免を行っています。

令和7年度に減免を受けたかたで、申請した内容に変更がない場合、減免が継続されますので、申請の必要はありません。運転者の変更や免許証の更新など申請内容に変更がある場合は、納期限までに再度、申請が必要です。

※令和8年4月1日までに身体障がい者手帳などの交付を受けているかたが対象です。  
※自動車税（県税）との減免の併用はできません。

○申請期限  
6月1日（月）



### 問い合わせ先

役場税務課軽自動車税係

☎(86) 1172「直通」

減免対象となる軽自動車税	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉法人が所有し、社会福祉事業を行うために直接使用するもの</li> <li>○特定非営利活動法人などが所有し、福祉サービス等公益的な活動のために直接使用するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車検証</li> <li>・団体、法人等の規約、定款の写し</li> <li>・自動車運行状況書（他の用途にも使用する場合、提出が必要です。）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①身体障がい者、精神障がい者または知的障がい者のかたが所有するもの</li> <li>②18歳未満の身体障がい者や精神障がい者、知的障がい者と生計を一つにするかたが所有するもの</li> </ul> <p>※障がいの内容や等級によっては減免が受けられない場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車税納付書または口座振替用納税通知書</li> <li>・マイナンバーカード（納税義務者）</li> <li>・運転免許証またはマイナ免許証（運転するかた）</li> <li>・車検証（車検のない原付などは除く。）</li> <li>・障害者手帳</li> <li>・入院証明書、通所証明書（該当のかたのみ）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○車の構造が身体障がい者などの利用に供するためのもの（車いす移動車など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記、必要書類及び仕様書、写真など構造について確認できる資料</li> </ul>

## 木造住宅の耐震性に係る費用補助

町では、木造住宅に係る耐震診断の費用、耐震改修工事の費用の一部を補助します。

対象は、現在の建築基準法に規定されている木造住宅の耐震性能を満たしていない可能性が

ある昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅です。詳しくは問い合わせください。

### 問い合わせ先

役場建設課建築係  
☎(86) 1132「直通」

### ○補助金額

- ・耐震診断  
耐震診断費用の3分の2  
（1棟当たり限度額6万円）
- ・耐震改修工事  
耐震改修工事費用の100分の23  
（1棟当たり限度額30万円）

### ○条件

- ・長島町木造住宅耐震診断補助金交付要綱に定める基準を満たすこと
- ・町税などの滞納がないこと
- ・耐震診断技術者により行われる耐震診断であること
- ・耐震改修工事については耐震診断により規定の数値以下の構造耐力である

### ○注意事項

- ・申請した場合でも、必ず実施できるわけではありません
- ・事業の協議後、次年度以降の実施となります
- ・建築物の詳細がわかる官公署の発行した書類の写しが必要です

